

カナダ・トロントにおける商談会イベント出展募集要項

1. 事業の目的

カナダトロントの在トロント日本国総領事館にて開催される、商品プロモーションおよび商談会イベントに徳島県として参加し、県内の生産者や事業者による北米地域への販路開拓を支援するとともに、本県PRによる知名度の向上を図る。

2. 概要

日時：2025年11月頃を予定

場所：在トロント日本国総領事館公邸

3. 申込条件

(1) 参加事業者条件

ア. 徳島県内に住所又は事業所を有する生産者又は事業者(以下「県内事業者」という。)であること。

イ. カナダへの輸出に意欲的に取り組みたい事業者であり、輸入規制に対応し、販売可能な生鮮食品・加工品等を出展する意向があること。

(2) 商品条件

ア. カナダでの輸入・流通・販売規制（動植物検疫、食品添加物、食品表示、包装等）に対応した商品であること。

イ. カナダへの輸出が可能な商品であること。

ウ. 企業・商品案内関係書類（動画、プレゼンスライド、パンフレット、カタログ、名刺等）が準備できること。（1）事業者が参加する場合

4. 経費の負担について

次の経費については、県内事業者の負担とする。

出展商品（試食サンプル）に係る費用、渡航費、その他雑費（試食用消耗品）等

5. 申込期限及び申込書類提出先

(1) 申込書類

ア 出展申込書
イ 商品規格書

(2) 申込期限

令和7年7月25日(金) 17時必着

(3) 申込書類提出先・問い合わせ先

公益社団法人徳島県産業国際化支援機構(千川、鈴江)
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
TEL : 088-676-3001 FAX : 088-676-3040
E-mail : chikawam@tokushima-bussan.com

6. 出展事業者の選定等

(1) 選定基準

- 以下の選定基準をすべて満たす事業者より選定する。
- ア 事業者の事業計画に具体性及び継続性が認められること。
 - イ 北米地域への販路開拓に意欲のある事業者であること。

(2) 結果の通知

選定の結果については、後日連絡する。

(3) 注意事項

徳島県商談会は在トロント日本国総領事館公邸内に設置するため、応募多数の場合やジェトロの行う選定等によっては、出展できない場合がある。

7. 留意事項

- (1) 輸送事業者など関係機関と連携するため、参加事業者の情報を共有し、機構から連絡を行う場合がある。
- (2) 参加申込書等に記載された内容について変更がある場合は、書面にて変更内容の報告が必要となる。
- (3) 商品のみ出展する場合の商品数は、原則として3点までとする。
- (4) 冷蔵、冷凍、調理等が必要な場合の準備や費用負担等は県内事業者の負担とする。
- (5) 出展スペースの配置は、商品の種類を考慮し、県と機構が決定する。
- (6) 県、機構において、以下の損失及び損害については、一切の責任を負わない。
 - ① 商品等に生じた盗難、損失、破損等、あらゆる要因から生ずる損失及び損害
 - ② 県及び機構の責めに帰すことができない事由によって出品が中止・中断された場合、これにより関係者に生じた損害
 - ③ 出品物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合の損害（参加事業者は必要に応じ、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行うものとする。）
- (7) 本募集案内に定めのない事案が発生した場合には、関係者間で協議を行い、対応を決定する。
- (8) 参加申込のあった全ての商品の新たな販路開拓を保証するものではない。